

提案主体の氏名又は団体名(必須)	提案名(必須)	事業の実施場所(任意)	具体的な事業の実施内容(必須)	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	規制等の根拠法令等(必須)	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
徳島県徳島市阿南市石井町那賀町美波町板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～ 「課題解決先進モデル・とくしま特区」	徳島県全域特に徳島市	<p>地方創生に向けた様々な課題の解決を、「地方創生の旗手・徳島」が最前線で実践し、全国に向けて力強くその処方箋を発信する。特に、徳島版「地方創生特区」として既に展開している関係市町村・団体等と取り組む先進的な事業を中心に、国の制度改革に踏み込み、連携の強化を図りながら、事業の拡大・加速化を図っていく。また、全国初の「地方版規制改革会議」を設置した徳島から、消費者目線・現場主義の規制改革の取組みを全国モデルとして力強く発信する。</p> <p>I「一徳総活躍社会」の実現！徳島から「多様な働き方」を推進！</p> <p>一徳総活躍社会の実現には、障がい者や難病患者の社会参画を促進するための更なる支援が必要である。本県では、県・労働局における地方創生に向けた「徳島県雇用対策協定」による障がい者雇用施策の連携や、業界団体等(会員数19社)と特別支援学校生徒の就労支援協定の締結など、積極的な取組みを進めている。一方で、在宅勤務や、消費者庁業務試験でも活躍したテレワークなど、県が率先した新しい働き方の推進も図られている。このたび、徳島市と提案した「障がい者雇用率の算定特例の拡充」が特区メニュー化されたことから、県・徳島市・県内経済団体等の更なる連携強化を図り、徳島の提案を徳島でしっかりと実践していくことで、多様な働き方の推進を図る。</p>	<p>多様な働き方の推進により、障がいや難病の有無に関わらず就労する機会が得られ、広く雇用の促進が図られることで、労働力人口の増加、地域経済の活性化に繋がる。</p>	<p>【国家戦略特区メニューの活用】</p> <p>①障がい者雇用率の算定特例の拡充</p> <p>②難病患者については、障害者雇用促進法の中では、求人開拓や職業指導等の対象には含まれるものの、雇用義務や障がい者雇用率の算定対象とはなっておらず、一般事業主による雇用が進まない状況がある。</p> <p>③障害者総合支援法による就労支援サービスの利用が、ICTを基盤としたテレワーク等による在宅勤務でも可能となり、通勤困難な障がい者の就労への可能性が広がる一方、それを利用した場合、介護を要する重度障がい者であっても、サービス利用中(同一時間帯)には、食事や排泄等の生活に必要な訪問系サービスが利用できない状況がある。</p> <p>④就労能力を有しながら、病状面から通勤が困難な難病患者に対しても、十分配慮した就労支援制度の充実を図る必要がある。</p>	<p>国家戦略特区法第20条の4</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律第2条、第43条</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2項・第3項・第13項・第14項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2</p>	<p>障がい者雇用の更なる推進を図るため、経営基盤が脆弱な中小企業においても、複数企業での共同出資により、「有限責任事業組合(LLP)」の事業形態を活用することで、障がい者雇用率の通算を可能とすること。</p> <p>身体障がい者や知的障がい者だけではなく、難病患者についても、一般事業主が採用をしやすくする制度改革が必要であり、難病患者の就労の促進を図るため、「その他の心身の機能の障害」を有する難病患者についても、障がい者雇用率の算定対象とすること。</p> <p>障がい者においても多様な働き方が選択できるよう、テレワーク等による在宅勤務での地域雇用に向けて就労支援サービスを利用する場合において、食事や排泄等の訪問系サービスの利用が生活を維持する上で必要である重度の障がい者について、柔軟な運用を可能とすること。</p> <p>難病患者が行う在宅勤務についても、企業からの発注を奨励する「在宅就業障害者支援制度」の対象となるよう、制度改革をはじめ柔軟な運用を図ること。</p>
		徳島県全域特に阿南市及び美波町	<p>II「お接待文化」息づく徳島ならではの「観光・インバウンド」を推進！</p> <p>本県は、四国遍路の「お接待文化」が息づく土壌であり、広域観光周遊ルートとしても瀬戸内、関西、四国の3ルートに属し、積極的な観光・インバウンド事業を推進している。また、多くのサテライトオフィス企業が進出し、オフィス・車などでシェアリングエコノミーも醸成されており、特に、平時は民泊、災害発生時には避難所として活用する本県ならではの「シームレス民泊」制度の検討が、阿南市及び徳島版「地方創生特区」の美波町で進んでいるところである。このような取組みの推進に加え、「外国人版地域おこし協力隊」の創設や、二次交通の確保、地域資源を活用した旅行企画の充実等を図ることで、当地の訴求力を高め、更なる観光・インバウンドの推進を図る。</p>	<p>シームレス民泊の推進により、平時はオリパラに向けた外国人観光客を含む宿泊施設の確保、発災時には災害関連死を防ぐ避難所機能として、地域の実情に合致するシェアリングエコノミーの新しいモデルの確立・発信に繋がる。また、地域ならではの外国人材の活用や、農家民宿等の事業展開により、観光地としての訴求力が高まり、インバウンドをはじめ観光誘客の推進が図られる。</p>	<p>⑤オリンピック・パラリンピックに向けたインバウンドの推進に、外国人目線での情報発信や受入環境整備の取組みが必要だが、地域住民との信頼関係を構築し、地域で効果的に活動を図ることができる外国人人材の確保に苦労している状況がある。</p> <p>⑥第三種旅行業者や地域限定旅行業者などが、地域資源を活用する旅行企画を販売したくとも、隣接する市町村までしか販売することができないため、地域ならではの着地型旅行商品を広く提供する機会が阻害されており、観光誘客を図る上で支障がある。</p> <p>⑦農家民宿など、地域における意欲のある宿泊事業者等が、当該地域の資源を活かした地域限定の旅行商品を企画・提供していくことは、観光まちづくりの観点からも有効であるが、実施には旅行業法における登録が必要である。</p> <p>【国家戦略特区メニューの活用】</p> <p>⑧過疎地等での自家用自動車の活用拡大</p> <p>⑨タクシーの運行については、国が定める営業区域を単位としており、発着地のどちらかが区域内でなければ認められないため、自然を存分に堪能できる過疎地の観光スポットに観光客を誘客する際に、二次交通確保の面から支障がある。</p>	<p>地域おこし協力隊推進要綱</p> <p>旅行業法施行規則第1条の2</p> <p>旅行業法第3条、第7条、第11条の2、第11条の3、農林漁村潜在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項</p> <p>国家戦略特区法第16条の2</p> <p>道路運送法第5条、第20条</p>	<p>地域の魅力を把握し、地元慣れ親しんだJETプログラム修了者等が、引き続き同じ地域で地域貢献を行うことができる「外国人版地域おこし協力隊」制度を創設すること。</p> <p>観光客に訴求する魅力ある着地型旅行商品を広く提供するため、第三種旅行業者及び地域限定旅行業者の提供する企画旅行の催行範囲を見直し、隣接市町村より広い範囲での募集型企画旅行の実施が可能となるよう、運用の柔軟化を図ること。</p> <p>外国人誘客を含め観光客の増加に対応するため、意欲ある農家民宿などによる着地型旅行の企画・提供が図られるよう、特区内では、必要な規制緩和措置を講じること。</p> <p>観光客の二次交通の確保のため、市町村・運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、自家用自動車での運送区域等を迅速に決定できるようにすること。</p> <p>観光客の二次交通の確保のため、事業者団体や市町村等との協議のもと、国が定める営業区域(交通圏)の考え方や区域外運行について、特区の区域会議での柔軟な運用を可能とすること。</p>

提案主体の氏名又は団体名(必須)	提案名(必須)	事業の実施場所(任意)	具体的な事業の実施内容(必須)	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	規制等の根拠法令等(必須)	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
徳島県徳島市阿南市石井町那賀町美波町板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～「課題解決先進モデル」とくしま特区」	徳島県全域特に板野町	<p>Ⅲ 地方発！イノベーションの創造を徳島から実現！</p> <p>i 環境イノベーションの実現！徳島から「水素社会」モデルを構築！</p> <p>本県は、民間企業と連携して「徳島県水素グリッド導入連絡協議会」を設置、「徳島県水素グリッド構想」を策定・推進しており、県庁敷地内に自然エネルギー由来・水素ステーションを整備し、これをコアに水素社会啓発・体験ゾーンを形成するなど、水素社会実現に向けて積極的な取組みを進めている。特に、徳島版「地方創生特区」の板野町では、新たな「道の駅」整備計画の中で、水素ステーション設置を掲げ、徳島工業短期大学と連携して水素社会の構築に向けた取組みを推進している。</p> <p>これら水素ステーション等の整備促進を図るとともに、副生水素の有効活用により、「改革2020」に掲げる、分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題解決に取り組む。</p>	<p>運輸・産業分野での水素エネルギーの積極的展開を図るとともに、「自然エネルギー」や「副生水素」等の地域エネルギーの活用を推進することで、CO2の排出削減による地球温暖化対策や、都市部のエネルギー問題解決にも資する環境イノベーションの実現が図られる。</p>	<p>⑩苛性ソーダ製造時をはじめ、全国各地で生成されている「副生水素」は、FCV燃料をはじめ地域の新たなエネルギーとしての利用が期待されており、効果的な活用を図る取組みを積極的に支援するべきである。</p> <p>⑪多機能性を有する道の駅として、敷地内に水素ステーションの設置を検討しているが、道路区域内の設置が不可能であるとともに、公道からも一定距離を隔てる必要があることから、限られた敷地面積の中で、水素ステーションが必要とする面積の確保が難しい。</p> <p>⑫高速道路走行時に、SA・PAに水素ステーションの設置がない場合、FCVの燃料補給のため、高速道路から一般道路に一度下りて、再度乗り直す必要があるため、一般車両と比較して通行料金の負担が大きくなる可能性がある。</p> <p>⑬「燃料電池フォークリフト」導入補助の新設に伴い、その着実な普及を図るため、安全を確保した上で、水素ステーションの更なるコスト削減に繋がる運用の見直しや規制緩和の実施が必要である。</p>	<p>—</p> <p>道路法第32条、33条、道路法施行令第7条、一般高圧ガス保安規則第7条の3</p> <p>道路整備特別措置法第2条の5、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令、高速道路営業規則</p> <p>高圧ガス保安法第5条、一般高圧ガス保安規則第7条の3</p>	<p>地域の未利用エネルギーの有効活用に向けて、「副生水素」から水素エネルギーを精製・圧縮するために必要な施設整備等について、国の補助制度の対象とするなど、支援制度の充実を図ること。</p> <p>「道の駅」においては、安全性を十分確保した上で、道路区域内での水素ステーションの設置が可能となるよう、運用の柔軟化を図ること。</p> <p>FCVの普及を図るため、高速道路走行時に、燃料補給のため高速道路外に下りた場合でも、再度同じICから高速道路に戻った際には、連続した走行と認められる「高速道路外・水素ステーションサービス社会実験」を実施すること。</p> <p>運輸・産業分野での水素エネルギー活用の展開を加速するため、海外では認められている「屋内での水素充填」や「セルフ充填」を可能とすること。</p>
		徳島県全域特に那賀町	<p>ii 政府初実験からの飛躍！中山間地ドローン活用策を徳島が牽引！</p> <p>本県ではドローンの安全運航と様々な分野での利活用を図る取組みを進めており、特に徳島版「地方創生特区」の那賀町では、去る2月に政府初の無人航空機による貨物輸送実験が実施されるなど、中山間地におけるドローン利活用への積極的な事業展開が図られている。</p> <p>今後はこれまでの取組みを更に飛躍させ、県南部での遠隔医療の取組みと連携し、医薬品をはじめ中山間地における貨物輸送の実用化を目指すとともに、LNCCなど森林バイオマスの活用や那賀高等学校森林クリエイト科に代表される、町の基幹産業の第一次産業に特化し、林業架線の設置や苗木運搬、鳥獣害対策などの実証実験を進めることで、ドローン関連企業や人材の集積、農林業の振興を図る。</p>	<p>中山間地におけるドローンの貨物輸送や第一次産業への活用を推進することで、限界集落における生活支援や農林業従事者の業務省力化に繋がり、地域活性化が図られるとともに、産業集積や人材育成を進めることで、持続可能なまちづくりの実現に繋がる。</p>	<p>⑭ドローンでの課題解決を図るため、必要な実証実験を行う際、「目視外飛行」や「構造物から30m以内」等の事前許可が必要な飛行が急遽求められる可能性があり、その時点から申請作業を行うとなれば、実用化に向けた速やかな実験の進捗に影響が出る可能性がある。</p> <p>【国家戦略特区メニューの活用】 ⑮電波に係る特定基地局免許発給までの手続きの大幅緩和</p> <p>【国家戦略特区メニューの活用】 ⑯テレビ電話による服薬指導の特例</p>	<p>航空法第132条、第132条の2</p> <p>総合通信基盤局通達(平成28年1月20日総基電第11号)</p> <p>国家戦略特別区域法第20条の5</p>	<p>実証実験の円滑な実施を図るため、航空法の事前申請が必要な事項について、特区内では、区域会議の下で、円滑な調整を可能にし、申請から許可まで迅速な対応を行うこと。</p> <p>実証実験の円滑な実施を図るため、電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区内では、区域会議の下で、円滑な調整を可能にし、免許の申請から発給について原則、即日で行うこと。</p> <p>小型無人機による医薬品(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬、劇薬を除く)の貨物輸送を可能とするため、特区内の一定の地域に居住する者に対して、特区内の薬局の薬剤師による、テレビ電話を活用した服薬指導を可能とすること。</p>

提案主体の氏名又は団体名(必須)	提案名(必須)	事業の実施場所(任意)	具体的な事業の実施内容(必須)	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	規制等の根拠法令等(必須)	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
徳島県 徳島市 阿南市 石井町 那賀町 美波町 板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～ 「課題解決先進モデル・とくしま特区」	徳島県全域 特に石井町	<p>IV 産学民官連携！徳島から「農業」を意欲的に改革！</p> <p>本県では、徳島大学の新学部である生物資源産業学部の設置を機に、県と徳島大学・民間企業が連携した先進的な農業技術の研究及び人材育成を図る「アグリサイエンスゾーン」の取組みが進められている。さらに、徳島版「地方創生特区」の石井町では、当該アグリサイエンスゾーンを核に、農関連産業の振興を図る取組みを推進しており、産学民官連携の「石井町農業振興協議会」を新たに設置し、6次産業化の推進や特産品の開発に、意欲的に取り組んでいるところである。この動きを更に加速させるため、特区メニューを効果的に活用することで、農関連産業の集積や農業ベンチャーの創業促進、6次産業化を推進し、農業の更なる振興を図る。</p>	農関連産業の集積を図ることで、農商工連携の促進や、6次産業化の推進が更に加速するとともに、新たな農業の担い手確保や耕作放棄地の解消にも繋がりが、基幹産業である農業の振興が図られる。	【国家戦略特区メニューの活用】 ①農業委員会と市町村の事務分担	国家戦略特別区域法第19条	農業の担い手不足や耕作放棄地の解消を効果的に図る体制を構築するため、農業委員会が行っている農地の権利移動に関する事務のうち、企業の新規参入に関する部分を、市町村が行うことが可能となるよう分担を図ること。
		徳島県全域	<p>V 進化する地方創生特区へ！消費者目線・現場主義の規制緩和を提言！</p> <p>本県がこれまでの消費者行政・消費者教育の取組み(消費者目線による食品表示監視協力体制、幼少中高消費者教育の実施など)で培った土壌は、政府機関の地方移転の提案として、消費者庁・国民生活センターの移転誘致の動きに繋がったところであり、当地に根ざした消費者目線・現場主義の考え方は、全国初の地方版規制改革会議の設置やこれまでの国家戦略特区の提案にも生かされているところである。これからの国家戦略特区(特に地方創生特区)の規制緩和・制度改革を進めるにあたっては、消費者目線・現場主義で即応する具体策を提示していくとともに、あわせてそれを提案・実践できる人材育成を図っていく必要がある。</p>	地域ニーズに即した、消費者目線・現場主義での規制緩和の推進を図るとともに、それを実践し得る人材育成を図ることで、効果的な規制改革が実現し、持続的な経済活動の活性化に繋がる。	【国家戦略特区メニューの活用】 ⑩農業への信用保証制度の適用	国家戦略特別区域法第19条	商工業者の農業への新規参入や、農業者の6次産業化の促進を図るため、商工業とともに行う農業関連事業に対して、信用保証協会の保証の対象とすること。
		徳島県全域	<p>【国家戦略特区メニューの活用】 ⑨企業による農地取得の特例</p>	<p>【国家戦略特区メニューの活用】 ⑩企業による農地取得の特例</p>	国家戦略特別区域法第18条	(養父市限定のメニューであるが、可能であれば徳島でも)農業の担い手不足や耕作放棄地の解消を図るため、農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」について、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を認めること。	
		徳島県全域	<p>⑳消費者目線・消費者行動の観点から、本県では特にエンカルに着眼しており、これまでもモデル校によるエンカル消費の推進や、東京会場と徳島会場を繋いだエンカルラボの開催を行ってきたところであり、消費者教育の更なる推進にむけて、エンカルマインドの醸成を図り、社会で活躍する人材を育成していく必要がある。</p>	<p>⑳消費者目線・消費者行動の観点から、本県では特にエンカルに着眼しており、これまでもモデル校によるエンカル消費の推進や、東京会場と徳島会場を繋いだエンカルラボの開催を行ってきたところであり、消費者教育の更なる推進にむけて、エンカルマインドの醸成を図り、社会で活躍する人材を育成していく必要がある。</p>	-	-	多様な主体と連携・協働した系統的・体系的な消費者教育の推進を図り、環境問題や社会問題の解決に積極的に貢献する人材を育成するため、専門的な知識や指導力を身につけた「消費者推進コーディネーター」を制度として創設すること。